

キャッシュカード規定（法人）

1.（カードの利用）

普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したとみしんキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の各号の場合に利用することができます。

- （１）当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）およびゆうちょ銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合。
- （２）当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- （３）当金庫および提携金庫の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- （４）当金庫、提携先およびゆうちょ銀行の預金機または支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合。

2.（預金機による預金の預入れ）

- （１）預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- （２）預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、１回あたりの預入れは、当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- （３）当該預金口座についてカードによる預入れがあった場合には、「とみしん現金自動預金支払機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「とみしんご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

3.（支払機による預金の払戻し）

- （１）支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- （２）支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の金額単位とし、１回あたりの払戻しは、当金庫、提携金庫またはゆうちょ銀行所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- （３）支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第５条第２項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の必要な事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または提携金庫所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または提携金庫所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫の自動機利用手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫の振込手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人（1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合は代理人のためのカードを発行します。なお、この場合の暗証番号は本人カードと同一とします。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り当金庫本支店または窓口取扱い可能提携金庫の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電・故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前項により前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 前記第1項、第2項による預入れおよび払戻しをする場合には、カードを提出し、所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、または払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫（提携金庫）所定の手続きに従ってくだ

さい。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めています。

- (5) 停電・故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前第2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (6) 当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行の支払機等が停電・故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機および振込機で使用された場合または当金庫本支店の窓口に出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または代表者の電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し)

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

11. (盗難カード等による払戻し)

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行は責任を負いません。

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に届出を

行わなかったことにより生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。

(3) 法人名、代表者、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

1 3. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(5) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

1 4. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

(1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫またはゆうちょ銀行の預金機・支払機・振込機を使用した場合の提携金庫またはゆうちょ銀行の責任についても同様とします。

(2) カードによる窓口での預金の預入れをする際に、当金庫所定の入金票への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、窓口取扱い可能提携金庫の窓口で預金の預入れまたは払戻しをした場合の提携金庫の責任についても同様とします。

1 5. (解約、カード利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第16条に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

1 6. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金規定および振込規定により取扱います。

18. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) (1) の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) (1)、(2) による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以 上